

市民意見提出手続実施結果

1 意見提出者数及び意見提出件数

意見提出者数	直接	0人
	郵送	0人
	ファックス	0人
	メール	0人
	ホームページ	2人
	計	2人
意見提出件数	直接	0件
	郵送	0件
	ファックス	0件
	メール	0件
	ホームページ	15件
	計	15件
意見反映件数	15件中	0件

2 お寄せいただいた意見の概要とそれに対する市の機関の考え方

(1) 全体

意見の概要	市の機関の考え方
計画案に繰り返し使われる「総がかり」という用語について、「みんなでやっていく」ということかと思うが、同時に危機感や緊急性を感じる事ができた。できるだけ多くの市民に関わってもらうことが、計画をよい方向に導くポイントになると思う。	多くの市民や関係団体などと連携しながら計画を推進していきます。
コロナ禍や物価高騰、格差社会と逆風の状況であるが、計画を作成し、実行に向けて動き出すことは大切である。	文化遺産の保存について厳しい状況が続いていますが、計画を推進することで、その支援となるよう努めます。

(2) 「第6章 第1節 第2項 基本目標1に関する方針」について

意見の概要	市の機関の考え方
74 ページ すべての遺跡に関する発掘調査報告書のPDFデータを公開してほしい。	発掘調査報告書の公開については、奈良文化財研究所の全国遺跡報告総覧を活用しており、措置8・11のとおり、準備が整ったものから順次公開を進めていきます。

(3) 「第6章 第1節 第3項 基本目標1に関する措置」について

意見の概要	市の機関の考え方
74 ページ 措置1について、古い建造物やまちの景観を維持するため、調査を進めることは大切である。	計画的に調査を進めていきます。
76 ページ 措置16について、発掘調査の現地説明会とともに、発掘調査体験もセットで考えてほしい。体験し興味をもった市民が、今後も参加するようになれば、マンパワー的な改善策につながると思う。	事業実施時の参考とします。
76 ページ 措置17・18について、神明貝塚の一般公開に向けた作業に市民を巻き込むと、より愛着をもつのではないか。	『史跡神明貝塚保存活用計画』において、地域との連携やサポーターの養成などについて定めています。
76 ページ 措置19について、市民のアイデアによることが「総がかり」につながると思うので、グッズの開発は公募がよい。	事業実施時の参考とします。
78 ページ 措置30について、小中学生向けに博物	措置30への位置づけではありませんが、郷土資料館事業の措置37として

館業務を体験してもらおう機会があると、より身近に感じてもらえるのではないか。	「キッズ学芸員講座」の開催のほか、「中学生社会体験チャレンジ事業」の受け入れを行っています。
79 ページ 措置 34 について、大型商業施設など館外での出張展示も行えば、新たな反応や影響があるのではないか。	措置 24・31・32 などに関連して出張展示を行っており、今後も継続していきます。
79 ページ 措置 39 について、キャラクターと特産品とのコラボがあるとよいのではないか。	事業実施時の参考とします。

(4) 「第 6 章 第 2 節 第 3 項 基本目標 2 に関する措置」について

意見の概要	市の機関の考え方
83 ページ 措置 58・60 について、文化遺産の維持や修復には費用がかかるため、財源確保に全力で取り組んでほしい。	市費などのほか、民間資金などについて精査し、財源確保に努めていきます。
83 ページ 伝統芸能の保存について、団体ごとに養成講座などを開催することは困難であるため、団体が一堂に会する場を設定してほしい。	措置 23・54 などの事業実施時の参考とします。

(5) 「第 6 章 第 3 節 第 3 項 基本目標 3 に関する措置」について

意見の概要	市の機関の考え方
85 ページ 措置 87 について、インバウンドには無縁の地区であるが、SNS なども活用し外国人に発信していくことで活路が見出せるのではないか。	措置 11 などあわせ、多様なターゲットに向けた積極的な情報発信に努めます。

<p>85 ページ 措置 88 について、所要時間などが記載された地図等があると便利である。</p>	<p>事業実施時の参考とします。</p>
--	----------------------

(6) 「第7章 第1節 関連文化財群の目的と設定の考え方」について

意見の概要	市の機関の考え方
<p>88 ページ 春日部にとって河川が重要であり、そこから物語が紡がれたことが興味深かった。</p>	<p>本市の歴史文化の根底には水があり、そこにつながる物語として関連文化財群を設定しました。今後も既存の物語の更新や新たな物語の設定など、内容の拡充に努めていきます。</p>

参考：「春日部市文化財保存活用地域計画（案）」に対する意見の募集期間
令和4年12月1日（木）から令和5年1月4日（水）まで